

質問回答表

業務名称	広域連携基盤システム構築業務		公告日	令和7年5月16日
履行場所	山口市滝町1番1号 山口県土木建築部道路整備課		入札執行日	令和7年6月17日
月 日	質 問 内 容	月 日	回 答 内 容	
5月30日	(1) 3 業務の内容 3.6ライセンス等の購入 必要なアプリケーションソフト等のライセンス料 (10ライセンス、10箇月分)を購入する。 →kintoneライセンス以外の各種プラグインライ センスの購入は含まない認識でよろしいでしょ うか。 (2) 4 システム要件 4.4他アプリとの連携 ・連携対象の各アプリについて、本業務で開発 するシステムとの連携に必要な仕様等の情報が 各システム管理者から開示されることを前提と しており、この条件に変更が生じる場合は契 約変更の対象とする。 →仕様書等の開示があっても連携対象の各ア プリ側の改修が必要な場合は貴県で対応をお 願いできますでしょうか。 (3) 5 報告書及び成果の納品 5.2 納品物は 以下のとおりとする。 ・成果報告書(概要版、詳細版) ※Web公開 可能な資料として作成すること ・システム設計書 ※Web公開可能な資料と して作成すること	6月6日	(1) お見込みのとおりです。 (2) 連携対象の各アプリ側の改修が必要と なった場合は、受発注者の協議により対応 を検討します。改修の内容等に応じて対応 主体を検討しますが、受発注者の協議が整 わない場合、受注者に対応義務はありません。 (3) サンプル様式はありません。各業務の 内容が分かる程度の、簡潔な報告書で問題 ありません。	

	・運用テスト報告書 →上記3つについて粒度の確認のためサンプル様式をご提供いただけますでしょうか。 (4) 7その他 ア 著作権等の帰属 →成果物であるカスタマイズプログラムの著作権は当社にとって他案件でも応用・活用できるものでもありますので、全体として成果物の著作権自体は当社に留保させていただきませんか。もしくは知識・技術に関するもので留保に該当する理解でよろしいでしょうか。		(4) 仕様書に記載のとおり、本業務の成果物の著作権は発注者に帰属することとしますが、プログラムのカスタマイズ等に関する知識や技術は著作権の対象外であり、その知識や技術を受注者が本業務以外の他案件で応用・活用することを妨げるものではありません。 以上を基本としますが、権利留保物については、業務実施段階で個別に協議を行います。
--	--	--	---